

運営に関する基準（運営推進会議）

【指導事例】

・地域密着型通所介護については、運営推進会議を概ね6月に1回以上開催する必要があるところ、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、臨時的な取扱いについては終了したにも関わらず、運営推進会議を開催していなかった。

運営推進会議を適切に開催した上で、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議からの必要な要望、助言等を聴く機会を設けてください。

なお、運営推進会議については、各地域密着型サービスにおいて、開催頻度等が異なるため、各々の事業所において確認してください。

また、運営推進会議における報告、評価、要望及び助言等については記録を作成し、公表してください。